



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年8月12日金曜日 第2798号

## ◇ 目 次 ◇

公共測量の実施の通知（3件）.....	（道路維持課）... 623
公聴会の開催.....	（都市計画課）... 623
建設業者の許可の取消し.....	（中予地方局管理課）... 624
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	（南予地方局西予土木事務所）... 624
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 624
医師の指定.....	（福祉総合支援センター）... 624
指定医師の所在地の変更.....	（ " ）... 625
指定医師の辞退の届出.....	（ " ）... 625
落札者等の告示（4件）.....	（警察本部会計課）... 625

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	（男女参画・県民協働課）... 626
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	（ " ）... 626

## 監 査 公 表

定期監査結果の公表.....	（監査事務局）... 627
----------------	----------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第918号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年8月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年8月3日から  
12月26日まで
- 3 作業地域 上浮穴都久万高原町大川

### ○愛媛県告示第919号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年8月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年8月8日から  
平成29年3月3日まで
- 3 作業地域 松山市保免地区

### ○愛媛県告示第920号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年8月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年8月10日から  
平成29年2月10日まで
- 3 作業地域 松山河川国道事務所管内  
国道33号、国道56号、国道196号  
三坂道路、松山外環状道路インター線

### ○愛媛県告示第921号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 平成28年9月2日（金）19時00分から
- 2 場所 内子町五十崎自治センター 会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件  
内子都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の案について
  - (2) 案件の概要  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確に

し、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成28年 8月26日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

(電話 089 912 2738)

○愛媛県告示第922号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-25)第17191号	平成25年7月23日	(株)アート&クラフトホーム	武田 好央	松山市古川南2-7-23	平成28年7月12日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-25)第14183号	平成26年1月21日	共和水道(株)	武智 敏彦	松山市鷹子町787-2	平成28年7月19日	土木工事業、管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-24)第12946号	平成25年1月9日	(有)後藤工業	後藤 常三	松山市東石井5-5-23	平成28年7月29日	左官工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2669番	旧	メートル 3.5~6.0	キロメートル 0.090	
			新	3.5~6.0 5.0~55.5	0.090 0.082	

○愛媛県告示第924号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2669番	平成28年 8月12日

○愛媛県告示第925号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
音声、言語機能障害、肢体不自由、呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	内科、循環器内科	医療法人沖縄徳州会宇和島徳州会病院	池田 佳 広	宇和島市住吉町2丁目6番24号	平成28年8月1日
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	内科、神経内科、リハビリテーション科	医療法人沖縄徳州会宇和島徳州会病院	貞島 博 通	宇和島市住吉町2丁目6番24号	平成28年8月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	市立宇和島病院	大塚 祥 浩	宇和島市御殿町1番1号	平成28年8月1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 乃 功	東温市志津川	平成28年8月1日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	今 井 祐 輔	東温市志津川	平成28年8月1日
肢 体 不 自 由	形成外科、皮膚科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮 脇 さおり	東温市志津川	平成28年8月1日
肢 体 不 自 由	内科、リハビリテーション科	医療法人青峰会チヨダクリニック	近 藤 雅 博	八幡浜市川通1455番地22	平成28年8月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	西予市立野村病院	千 崎 健 佑	西予市野村町野村9号53番地	平成28年8月1日

○愛媛県告示第926号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
鈴木 崇	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	医療法人石峰会いしづち眼科	新居浜市庄内町1丁目8-30	平成28年8月1日

○愛媛県告示第927号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 日出夫	東温市志津川	平成28年7月21日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	梅 田 政 吉	今治市喜田村7丁目1番6号	平成28年7月25日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会医療法人石川記念会HITTO病院	山 岡 豪大朗	四国中央市上分町788-1	平成28年7月27日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・肝臓機能障害	内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	寺 尾 孝 志	東温市志津川	平成28年7月28日

○愛媛県告示第928号

次のとおり随意契約者を決定した。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
電子計算機（ホストコンピュータ）一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成28年6月29日	NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	4,266,000円（月額）	地方自治法施行令167条の2第8項による。

○愛媛県告示第929号

次のとおり随意契約者を決定した。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
ホストコンピュータ等及び免許台帳ファイリングネットワーク一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成28年 6月29日	株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	8,599,500円 (月額)	地方自治法施行令167条の2第8項による。

○愛媛県告示第930号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
微物分析装置一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成28年 7月15日	I B J L 東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	273,456円 (月額)	一般競争入札	平成28年 5月31日

○愛媛県告示第931号

次のとおり随意契約者を決定した。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
指紋情報管理システム一式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成28年 7月22日	N E C キャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	4,198,284円 (月額)	地方自治法施行令167条の2第8項による。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 7月25日	特定非営利活動法人 R a d i a n t	堀 川 あゆみ	松山市土居田町331番地13	この法人は、地域活性化イベントを各地で開催することによって、主に女性の社会参画及び青少年を育成する支援活動を行い、以って、地域社会に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 8月 2日	特定非営利活動法人 移植への理解を求める会	向 田 陽 二	松山市鷹子町928番地 2	この法人は、腎臓の機能が損なわれ、腎臓移植医療を必要とする人たちのために、一般市民に対して、腎臓移植医療の知識の普及と啓発活動を行い、また、国及び関係機関に対しては、腎臓提供者の意思を尊重しつつ、修復腎移植推進を含む腎臓移植制度の充実を図る政策の実施を求める活動を行い、もってわが国における腎臓移植医療の推進に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年 8月12日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫  
同 毛 利 修 三  
同 黒 川 洋 介  
同 岡 田 清 隆

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成28年 6月20日
発 電 工 水 課	平成28年 6月20日
県 立 病 院 課	平成28年 6月20日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成28年 6月16日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成28年 6月16日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成28年 6月 3日
中 央 病 院	平成28年 6月20日
今 治 病 院	平成28年 6月16日
南 宇 和 病 院	平成28年 5月31日
新 居 浜 病 院	平成28年 6月 3日

（監査の結果）

平成27年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 電気事業

(1) 畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金について、適切な債権管理に努められたい。

（平成28年 3月31日現在 単位：円）

調定年度	債務者数	未収金額	備 考
27年度	1 者	56,084,801	平成27年度決算による

2 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を継続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると212億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業（土地造成事業）については、当年度は県内企業 4 社に 23,594㎡を売却、1 社に16,749㎡を賃貸、道路敷地4,839㎡を西条市に譲渡したことにより未処分地は約 6万6,000㎡に減少したが、引き続き早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金（納期到来分）について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

（平成28年 3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	503,117	33,321	536,438
今治地区工業用水道 給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	2,116,295	33,321	2,149,616

3 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の患者数は、前年度から減少したものの、患者一人当たりの診療収入の増加等により医業収益は増加している。しかしながら、給与費や減価償却費などの医業費用が大幅に増加したため、経常利益は前年度を 7億7,822万円下回る4,012万円と大きく減少しており、経営内容は厳しさを増している。

一方、当年度の決算については、前年度に発生した地方公営企業会計基準の改正に伴う退職給付引当金等の特別損失が今年度は発生しなかったことなどにより、91億9,992万円の純損失から経常利益と同額となる4,012万円の純利益に転換した。

しかしながら、累積欠損金は、206億円に上り、また、企業債323億円や一般会計等からの長期借入金99億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の 4 病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核病院として高度で良質な県民医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化と経営体質の強化に取り組まれたい。

その取組みにあたっては、平成28年 3月、今後の急速な人口減少や少子高齢化等により各県立病院の経営環境が急激に変化することを前提に、健全経営の確保と病院ごとの機能に応じた経営体質の強化を今後の経営方針とする「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28～32年度）が策定された。

この戦略には、県立病院の基本的な方向性と各県立病院の目指すべき病院像が示されており、特にドクターヘリを活用した救急医療体制の強化については、県民の大きな期待が寄せられており、着実な運航体制の確立に努められたい。

また、新居浜病院と今治病院については、建て替えを含めた施設の老朽化対策が盛り込まれているが、平成27年度の病院事業決算は、平成22年度から 6年連続で経常黒字を計上しているものの、黒字額は平成26年度から大幅に減少しており、経営内容は厳しさを増している。

このようななかで多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、各県立病院は、この戦略に示された具体的な取組を着実に実施

するなど、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。  
 (2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成28年3月31日現在 単位：円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	14,895,084	47,240	14,942,324
旧北宇和病院	5,223,170	891,763	6,114,933
計	20,118,254	939,003	21,057,257

- (3) 個人医業未収金の納期到来分329,318,246円(過年度未収金277,667,484円、現年度未収金51,650,762円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(中央病院)
- (4) 医業外未収金の納期到来分2,140,362円(過年度未収金1,347,553円、現年度未収金792,809円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(中央病院)
- (5) 個人医業未収金の納期到来分47,857,700円(過年度未収金35,494,084円、現年度未収金12,363,616円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(今治病院)
- (6) 医業外未収金の納期到来分176,707円(過年度未収金106,567円、現年度未収金70,140円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(今治病院)
- (7) 個人医業未収金の納期到来分24,566,587円(過年度未収金22,695,407円、現年度未収金1,871,180円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(南宇和病院)
- (8) 医業外未収金の納期到来分62,300円(過年度未収金48,800円、現年度未収金13,500円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(南宇和病院)
- (9) 個人医業未収金の納期到来分49,690,811円(過年度未収金43,176,921円、現年度未収金6,513,890円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(新居浜病院)
- (10) 医業外未収金の納期到来分361,584円(過年度未収金270,829円、現年度未収金90,755円)について、早期回収に、引き続き努められたい。(新居浜病院)